

はこだてみらい館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、はこだてみらい館条例（平成27年函館市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

**第2条** はこだてみらい館（以下「みらい館」という。）の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 みらい館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(1) 1月1日および12月31日

(2) 各月の第2水曜日

(入館券)

**第3条** 条例第6条に規定する入館料（3箇月券および6箇月券の入館料を除く。）を納めた者に対しては、発行日当日限り有効の入館券（共通利用券を含む。）を交付する。

(入館者の遵守事項)

**第4条** みらい館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、または飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけること。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) みらい館の清潔を保つこと。
- (8) その他みらい館の係員の指示に従うこと。

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、条例の施行の日から施行する。